資料１－１

１　地域キャンパス校

これまでの対応方針と主な成果や課題等

【現行指針(抄)】H18.8

○　小規模校においては、限られた教員数の中で生徒一人一人に対するきめ細かな指導や、小規模校ならではの特色ある教育活動を展開していますが、一方で、教育課程の編成において制約があることや生徒同士が切磋琢磨する機会に乏しいことなどの課題もあります。［第６章３(1)ア(ｲ)］

このようなことから、第１学年３学級以下の高校については、原則として、再編整備の対象とし、次のとおり取り扱います。

(ｲ) 第１学年２学級以下の高校

ａ　第１学年２学級以下の高校（離島にある高校等を除く。）については、原則として、

・通学区域における中学校卒業者数の状況
・学校規模
・募集定員に対する欠員の状況
・地元からの進学率
・通学区域内における同一学科の設置状況

などを総合的に勘案し、順次、再編整備を進めます。

ただし、地理的状況等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い場合は地域キャンパス校化を図ります。地域キャンパス校は、第１学年１学級の高校から順次導入し、通学区域内のセンター校との連携など、効率的な運営のもとで教育環境の充実を図ります。

また、第１学年２学級の地域キャンパス校については、５月１日現在の第１学年全体の在籍者が40人以下となった場合は、第１学年１学級の地域キャンパス校とします。

なお、第１学年１学級の地域キャンパス校については、５月１日現在の第１学年の在籍者が20人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備を進めます。

【地域キャンパス校の教育環境の充実に向けて(抄)】H29.3

○　地域キャンパス校の在り方及び教育環境の充実策の考え方

(1) 充実策検討の視点

地域キャンパス校の再編基準の取扱いや教育環境の充実策の検討に当たっては、指針の成果や課題の検証を行う中で、今後の中学校卒業者数の推移や地域の実情等も考慮するとともに、次の視点を踏まえる必要がある。

①　高校教育の機会の確保

地域キャンパス校制度は、高校に修学する機会を確保する観点などから導入しているものであり、高校を募集停止とした場合、生徒や保護者の負担等（通学困難なための下宿、長時間の遠距離通学、多額な通学費の負担）が生じることなどに配慮し、再編基準の緩和等について検討する必要があること。

②　地域における教育機能（地域における知の拠点）の確保

高校は、生徒の学習ニーズや進路希望等に応じた教育活動を行うのみならず、文化やスポーツ活動といった生涯学習の場にもなるなど、地域において重要な役割を担っており、その募集停止は、地域における教育機能の低下を招くおそれがあること。

③　先駆性のある教育の実践と発信

少人数であるメリットを最大限に生かした教育活動を展開するとともに、遠隔授業等を活用した教育内容の充実などにより、少人数であることのデメリットを極力少なくするなど、先駆性のある教育実践に取り組むとともに、その成果を発信することが求められること。

資料１－１

【指針の検証結果報告書(抄)】H28.10

１　地域キャンパス校の指定

○　地理的状況等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い高校については、当該高校を地域キャンパス校に指定しており、第１学年１学級の高校から順次導入し、平成28年４月現在、19校を指定している。この地域キャンパス校においては、同一通学区域のセンター校との連携により、センター校の教員が地域キャンパス校に出向いて行う出張授業や、遠隔システムによる双方向通信の機能を活用して行う遠隔授業、生徒間や教職員間の交流等により教育活動の充実を図ってきた。

２　地域キャンパス校の再編基準

○　第１学年１学級の地域キャンパス校については、５月１日現在の第１学年の在籍者が20人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備を進めることとしている。

３　地域キャンパス校の教育環境の充実について

○　人口減少社会への対応や地方創生の観点から、地域の教育機能を確保することが重要な課題であるとの認識の下、指針に基づく施策の成果と課題についての検証を進める中で、対応が急がれる地域キャンパス校の在り方や教育環境の充実に向けた検討を平成27年度に行った。検討に当たっては、地域キャンパス校の所在する市町へのアンケート調査、北海道町村教育委員会連合会等の関係団体からの意見聴取などを実施し、平成28年３月に「地域キャンパス校の教育環境の充実に向けて」を取りまとめた。

検討の方向性としては、

・第１学年の在籍者が20人未満となった地域キャンパス校については、地域で果たす役割を踏まえ、第１学年の在籍者数の推移を慎重に見極めた上で、再編基準の緩和等について検討する。具体的人数要件は、今後さらに検討する。

・地域キャンパス校の再編基準の緩和に向けた新たな人数要件については、指針に基づく施策の成果と課題の検証と併せて検討していることから、この検討期間中における地域キャンパス校の新たな再編整備については行わないこととする。

としている。

資料１－２

地域キャンパス校・センター校　〈19組38校〉

他の高校への通学が困難な地域を抱え、かつ地元からの進学率が高い第１学年１学級の高校を地域キャンパス校として、同一通学区域内のセンター校からの出張授業や連携した教育活動等により、教育環境の維持向上を図る北海道独自の制度です。

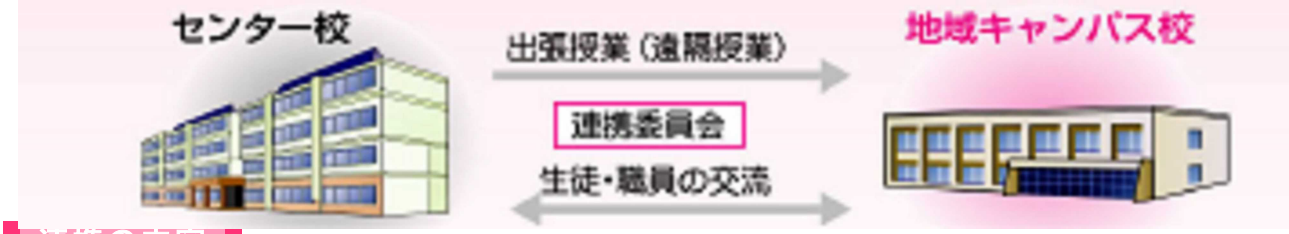

連携の内容

授業に関する連携	出張授業	センター校の教員が地域キャンパス校に出向いて行う授業であり、１週間に８時間程度実施します。
	遠隔授業	両校間における双方向通信の機能を活用して行う授業です。
授業以外の連携		両校の生徒会の交流や合同の部活動、教員の研修や情報交換会等が実施されています。
連携委員会		両校の代表により組織する委員会であり、連携の在り方などについて協議します。

出張授業のメリット

専門性の高い授業
家庭や情報、芸術などの教員が地域キャンパス校に配置されていない場合でも、出張授業の実施により、専門性の高い授業が可能になります。

少人数指導等の授業
数学や英語などは、出張授業の実施により、地域キャンパス校の教員と連携した少人数指導や習熟度別指導が可能になります。

選択科目の開設
地理・歴史や公民、理科などは、出張授業の実施により、選択科目の開設が可能になり、教育課程が充実します。

地域キャンパス校の導入状況

管内	年度	地域キャンパス校	センター校
後志	H20	蘭越	倶知安
	H21	寿都	岩内
胆振	H26	虻田	伊達
	H20	厚真	苫小牧東
	H21	穂別	苫小牧西
日高	H20	平取	静内
渡島	H20	福島商業	函館商業
	H21	熊石	八雲
	H22	南茅部	函館中部
上川	H20	下川商業	士別翔雲
	H20	美深	名寄
留萌	H20	苫前商業	留萌
宗谷	H21	豊富	稚内
オホーツク	H21	常呂	北見北斗
	H24	津別	美幌
	H21	清里	網走南ケ丘
	H21	興部	紋別
	H27	佐呂間	北見柏陽
釧路	H25	阿寒	釧路湖陵

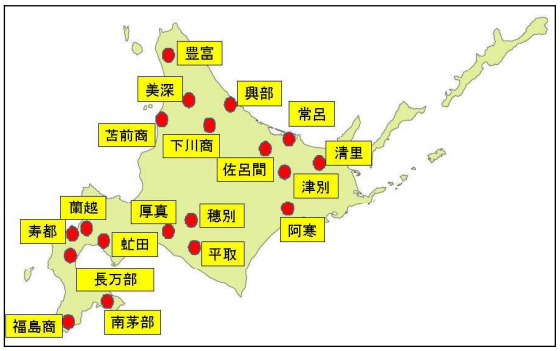

Topic　教育環境の充実に向けた遠隔システムの積極的な活用

地域キャンパス校では、遠隔システムを通常の授業や放課後の講習のほか、生徒間の交流や教員研修にも活用するなど、教育環境の充実に努めています。

生徒間の交流では、リーダーシップの育成やコミュニケーション能力の育成を図るため、複数の地域キャンパス校を遠隔システムで結び、生徒会の生徒が活動状況について交流する取組が行われています。

生徒会役員が意見交流

また、教員研修では、遠隔システムを活用して、道立教育研究所などからセンター校や地域キャンパス校に講話等を配信し、センター校と地域キャンパス校の教員が遠隔システムを活用して協議を行う取組が行われています。

このほかにも、合同チームで大会に出場する場合などにおいて、部活動のミーティングや合同練習を行うなど、各学校が利用方法を工夫しながら、遠隔システムの積極的な活用を図っています。

資料１－３

北海道立高等学校地域キャンパス校・センター校連携実施要綱

（平成１９年１０月１日教育長決定）

１　目的

この要綱は、北海道立高等学校における地域キャンパス校及びセンター校の連携に関し、必要な事項を定めることにより、地域キャンパス校の教育課程の充実を図り、教育活動の一層の推進に資することを目的とする。

２　対象校

「公立高等学校配置計画」で指定した地域キャンパス校及びセンター校

３　地域キャンパス校・センター校連携委員会の設置

(1) 地域キャンパス校及びセンター校は、両校の連携の円滑な推進に必要な事項を協議するため、地域キャンパス校・センター校連携委員会（以下「連携委員会」という。）を設置するものとする。

(2) 連携委員会は、次の事項について協議し、連携の充実に向けて必要な業務を行う。

ア　連携の内容に関すること

(ｱ) 授業に関する連携（支援する教科・科目、単位数等）

(ｲ) 授業以外の連携

イ　連携の円滑かつ効果的な進め方に関すること

ウ　連携の成果や課題のまとめに関すること

エ　その他必要な事項

(3) 連携委員会は、地域キャンパス校及びセンター校の校長、教頭及び校長が指名する教職員で組織する。

(4) 連携委員会の事務を処理するため、センター校に事務局を置く。

４　連携実施計画及び連携実施報告の提出

センター校の校長は、次により連携実施計画及び連携実施報告を所轄の教育局長を経由して教育長へ提出すること。

(1) 連携実施計画

毎年度４月１０日までに、地域キャンパス校・センター校連携実施計画届（別記様式１）に地域キャンパス校・センター校連携実施計画書（別記様式２）を添付して提出すること。

(2) 連携実施報告

毎年度３月３１日までに、地域キャンパス校・センター校連携実施報告届（別記様式３）に地域キャンパス校・センター校連携実施報告書（別記様式４）を添付して提出すること。

５　地域キャンパス校・センター校の連携の在り方

(1) 地域キャンパス校の教育課程の充実を図る観点から、センター校は地域キャンパス校に対し、次に掲げる支援を行う。

ア　センター校の教員が地域キャンパス校に出向いて行う授業（以下「出張授業」という。）

イ　ほっかいどうスクールネットによる双方向通信の機能を活用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）

ウ　ほっかいどうスクールネットによる双方向通信の機能を活用した教材の提供などの教育活動への支援

(2) 地域キャンパス校及びセンター校間の距離が５０ km 未満の場合は、出張授業及び遠隔授業を行うが、出張授業を主とするものとし、遠隔授業は出張授業の補完的役割を担うものとする。

なお、出張授業及び遠隔授業の時間数は、週当たり８時間程度とし、当該校間の距離や支援する教科・科目の単位数等によりこれにより難い場合であっても、６時間を下回らないものとする。

(3) 地域キャンパス校及びセンター校間の距離が５０ km 以上の場合は、主に５の(1)のウによる支援を行う。

6　教科・科目の単位の認定

出張授業及び遠隔授業により学習を行っている教科・科目の学習成績の評価及び単位修得の認定は、センター校の担当教員が作成した評価資料に基づき地域キャンパス校の校長が行う。

7　学校事故の対応

地域キャンパス校の管理下における事故の対応は、地域キャンパス校において行う。

8　服務等の取扱い

(1) 地域キャンパス校の校長は、５の(1)のア及びイにより授業を行う教員については、「学校職員の兼職発令事務手続等について」（昭和４５年５月１日付け４５教職第 3053 号教育長通達）に基づき、兼職発令を行うこととする。

(2) センター校から地域キャンパス校へ出張授業を行う教員の旅費は、「北海道職員等の旅費に関する条例」（昭和２８年北海道条例第３８号）に基づき支給する。

なお、公務のために職員が所有する自家用車を使用する場合は、「道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」（平成９年３月２８日教育長決定）に留意するものとする。

9　補則

この要綱に定めるもののほか、地域キャンパス校及びセンター校の連携の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、決定の日から施行する。

資料１－４

平成28年度におけるセンター校から地域キャンパス校への出張授業の実施状況

１　地域キャンパス校とセンター校間の距離が50km未満の場合

教科	学校数（19校）	実施学年			実施形態			備考
		1学年	2学年	3学年	通年で実施	特定の単元で実施	一定の期間に集中して実施	
国語	4	－	2	2	4	－	－	
地理歴史	3	1	2	－	3	－	－	
公民	2	－	1	1	2	－	－	
数学	12	2	5	5	12	－	－	
理科	6	3	1	2	6	－	－	
保健体育	2	2	1	－	1	－	1	1，2学年合同実施（1校）
芸術	9	6	－	－	6	－	－	音楽
外国語	11	1	4	6	11	－	－	
家庭	4	1	1	2	4	－	－	
情報	1	1	－	－	1	－	－	
商業	1	－	1	－	1	－	－	

２　地域キャンパス校とセンター校間の距離が50km以上の場合

教科	学校数	実施学年			実施形態			備考
		1学年	2学年	3学年	通年で実施	特定の単元で実施	一定の期間に集中して実施	
商業	1	－	－	1	－	1	－	遠隔授業のみ
理科	1	－	1	－	－	1	－	遠隔授業のみ
芸術	1	1	1	1	－	1	－	音楽 出張授業 遠隔授業
外国語	2	1	1	－	－	2	－	遠隔授業のみ

資料１－５

地域キャンパス校とセンター校の連携に係る成果と課題等（平成27年度）【概要版】

１　授業に関する連携

(1) 出張授業

成　　果	課　　題	課題解決に向けた取組
・習熟度別指導や少人数指導、ティーム･ティーチング等による授業が可能となり、生徒一人一人の能力に応じた指導ができるようになった。 ・両校間で、教師同士による教科指導の打合せが行われることで、授業改善が図られ、指導力の向上に繋がった。 ・出張授業の実施により、芸術教科において、生徒の選択幅が広がるなど、教育課程の充実が図られた。 **【芸術科目での実施例】** 南茅部、興部：音楽	・放課後の補習時間などに制限があることから、授業の中で生徒の質問等にきめ細かく対応する必要がある。	・授業の進め方を工夫して、生徒から質問を受け付ける機会を増やしたり、遠隔システムを活用するなどした。
	・出張授業を行う教員が部活動の遠征や出張等により授業変更が生じた場合の補充等の対応が必要である。	・授業変更により実施できなかった授業時数を確保するため、定期的に両校間で授業時数の調整を図った。
	・生徒のよい点などを積極的に評価するために、指導の過程や成果の評価について、こまめに情報交換することが必要である。	・連携委員会以外にも、日常的な情報交換や打合せの機会をもつなど、柔軟な対応に努めた。

(2) 遠隔授業（遠隔システムの活用）

成　　果	課　　題	課題解決に向けた取組
・鮮明な映像と音声で配信されることから、対面の授業と変わらずに生徒は意欲的に学習することができた。 ・パワーポイントや動画などのＩＣＴを効果的に活用することで、生徒の興味関心を高める遠隔授業をすることができた。 **【ＩＣＴを活用した事例】** 美深：パワーポイントや動画等の活用	・遠隔授業の特性を活かした学習指導案の作成や指導の工夫が必要である。	・遠隔授業指導事例集を参考にするなどして授業の改善に努めた。
	・遠隔授業の実施時間数が増えたことから、地域キャンパス校とセンター校間で遠隔教室の使用状況などを踏まえ、時間割を調整する必要がある。	・連携委員会において、両校の年間計画に基づき時間割を調整するとともに、常に連絡を密に取りながら計画的な実施に努めた。

(3) その他（出張授業、遠隔授業以外の学習活動等）

成　　果	課　　題	課題解決に向けた取組
・地域キャンパス校の看護･医療系志望者を対象にセンター校からメディカル講座を配信したことで、生徒の医療に対する興味･関心を高めることができた。**【メディカル講座】**常呂	・遠隔システムによる講座の配信や補習の実施に当たっては、生徒の学習状況に合わせて計画的に実施する必要がある。	・両校の教員が連携を図り、遠隔システムによる講座の配信や補習などについて、あらかじめ、各学校の年間計画に位置付けて計画的に実施した。

２　授業以外の連携

(1) 生徒に係る連携

成　　果	課　　題	課題解決に向けた取組
・部活動の合同練習や遠隔システムを活用した生徒会交流は定着してきており、両校の生徒の交流が深まった。	・部活動の合同練習は、実施時期や交通費等の課題があり、年度当初から計画的に実施する必要がある。	・連携委員会において、部活動顧問が、日程や時間、回数等について検討し、効果的に実施できるように計画した。

(2) 教職員に係る連携

成　　果	課　　題	課題解決に向けた取組
・遠隔授業システムを活用するなどして、合同の校内研修会や講演会を実施したことで､教員の研修の機会が増え、研修内容も充実した。 **【校内研修事例】**福島商、下川商など	・地域キャンパス校の教員にとってはセンター校の経験豊かな教員との交流は大変有効であることから、各教科等を中心により一層、連携する必要がある。	・計画的な連携が図られるよう連携委員会等で連携内容や実施時期などについて打合せを行った。

(3) 連携委員会

成　　果	課　　題	課題解決に向けた取組
・遠隔システムを活用することにより柔軟に日程調整ができることから、定期的に開催することができ、連携内容の充実に向けた協議が深まった。	・連携委員会を活用し、連携に係る取組や教員間の引き継ぎなどをより一層、円滑に進める必要がある。	・関係教員が確実に連携委員会に参加できるよう日程を調整するとともに、遠隔システムを活用して実施した。

H28. 5. 1現在

地域キャンパス校の入学者数及び所在市町村の中学校卒業（見込）者数

区分	通学区域	学校名	導入年度		実数										推計							備考
				入学者 中卒者	Ｈ１９	Ｈ２０	Ｈ２１	Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２	Ｈ３３	Ｈ３４	Ｈ３５	
地域キャンパス校	後志	寿都（寿都町）	H21	入学者	36	31	31	23	29	29	32	26	27	29								
				中卒者	32	33	37	28	23	33	28	30	32	25	25	30	32	23	21	34	12	
		蘭越（蘭越町）	H20	入学者	31	36	19	25	23	19	35	31	20	21								
				中卒者	61	58	62	51	56	52	60	61	52	48	53	37	38	39	32	32	27	
	胆振西	虻田（洞爺湖町）	H26	入学者	42	41	54	39	43	39	30	32	32	22								
				中卒者	102	81	100	91	88	80	62	80	73	65	60	73	48	71	54	68	53	
	胆振東	穂別（むかわ町）	H21	入学者	36	29	23	36	35	16	24	22	19	16								
				中卒者	104	95	91	83	89	90	103	86	69	78	65	68	43	58	63	54	55	
		厚真（厚真町）	H20	入学者	40	36	39	39	40	35	27	32	37	23								
				中卒者	57	52	55	49	37	42	53	31	34	31	23	42	34	31	38	42	32	
	日高	平取（平取町）	H20	入学者	41	39	28	40	40	26	30	32	21	26								
				中卒者	62	65	53	68	70	57	54	48	33	55	40	50	42	46	39	48	53	
	渡島	南茅部（函館市）	H22	入学者	43	43	31	30	22	27	24	24	24	19								
				中卒者	2, 581	2, 672	2, 555	2, 537	2, 449	2, 370	2, 410	2, 297	2, 301	2, 223	2, 112	2, 032	2, 072	1, 966	1, 847	1, 897	1, 772	合併後の函館市の中卒者
		福島商業（福島町）	H20	入学者	38	32	31	26	15	27	27	23	23	15								
				中卒者	54	44	44	47	32	39	34	44	28	37	32	30	25	26	23	20	17	
		長万部（長万部町）	H28	入学者	48	36	47	31	28	35	32	35	33	26								
				中卒者	60	54	55	38	32	43	40	38	46	40	39	38	36	28	29	31	32	

導入前年平均32. 2人　→以降地域キャンパス校導入　は20人未満　は10人未満

資料１－６

H28. 5. 1現在

地域キャンパス校の入学者数及び所在市町村の中学校卒業（見込）者数

区分	通学区域	学校名	導入年度	入学者	実数										推計							備考
				中卒者	H１９	H２０	H２１	H２２	H２３	H２４	H２５	H２６	H２７	H２８	H２９	H３０	H３１	H３２	H３３	H３４	H３５	
地域キャンパス校	上川北	美深（美深町）	H20	入学者	25	34	23	32	26	31	26	21	19	20								
				中卒者	39	51	35	51	44	55	45	58	43	42	35	40	26	31	38	21	34	
		下川商業（下川町）	H20	入学者	27	33	34	36	40	33	32	27	21	26								
				中卒者	27	38	18	27	19	21	32	22	29	22	28	22	33	28	27	24	26	
	留萌	苫前商業（苫前町）	H20	入学者	32	35	24	25	28	23	36	18	30	17								
				中卒者	25	43	35	24	38	23	34	32	31	21	30	23	25	34	17	15	24	
	宗谷	豊富（豊富町）	H21	入学者	34	28	36	30	28	34	23	31	11	19								
				中卒者	59	53	50	43	38	45	32	38	28	33	38	39	27	43	27	36	24	
	オホーツク中	常呂（北見市）	H21	入学者	42	28	22	29	26	18	20	22	13	15								
				中卒者	1, 266	1, 315	1, 150	1, 197	1, 163	1, 197	1, 109	1, 081	1, 076	1, 021	1, 029	1, 059	954	947	881	892	908	合併後の北見市の中卒者
		津別（津別町）	H24	入学者	58	53	56	41	31	32	18	27	25	35								
				中卒者	51	60	59	62	53	51	53	41	39	49	28	32	27	33	14	26	17	
		佐呂間（佐呂間町）	H27	入学者	40	37	46	35	48	29	32	32	24	28								
				中卒者	56	57	66	47	59	46	54	44	30	45	51	42	39	38	41	38	41	
	オホーツク東	清里（清里町）	H21	入学者	55	31	32	36	27	16	26	24	12	36								
				中卒者	49	46	45	49	41	39	42	35	37	33	35	41	33	29	23	26	31	
	オホーツク西	興部（興部町）	H21	入学者	38	35	27	30	15	26	23	29	36	33								
				中卒者	47	37	43	44	30	47	49	39	42	36	35	36	23	24	24	30	18	
	釧路	阿寒（釧路市）	H25	入学者	43	46	69	61	49	39	32	22	26	21								
				中卒者	1, 718	1, 791	1, 695	1, 856	1, 613	1, 596	1, 564	1, 526	1, 439	1, 442	1, 516	1, 446	1, 433	1, 360	1, 310	1, 339	1, 337	合併後の釧路市の中卒者

導入前年平均32. 2人　→以降地域キャンパス校導入　は20人未満　は10人未満

資料１－６